

会議要録

会議の名称	平成24年度 第2回文化財保護委員会
日時	平成24年11月26日(月) 14:00~
場所	和光市役所 6階 602会議室
出席者 敬称略	【文化財保護委員】全9名の委員が出席 田中明、副島元子、後藤友子、小田部玲子、森朋久、鈴木敏弘、富岡進、矢崎康彦、鈴木夕季 【事務局】 大久保昭男(教育長)、上篠乙夫(教育部長)、星野裕司(教育委員会次長兼生涯学習課長)、亀井義和(生涯学習課課長補佐)、鈴木一郎(文化財保護担当統括主査)、中岡貴裕(文化財保護担当)、渡辺潤(文化財保護担当)
傍聴者	0名

1 開会

事務局

市民参加条例第12条第4項の規定による会議公開及び要点記録による会議録の公開について説明。

2 教育長あいさつ

3 文化財保護委員会委員長あいさつ

4 協議・報告

(1) 平成24年度文化財関連事業中間報告

事務局から説明

「平成24年度文化財関連事業中間報告」について、事業実施に関する写真資料等をプロジェクター等を使用して説明した。説明した主な事項は以下のとおりである。

- ・11月現在 埋蔵文化財確認調査14件、本発掘調査7地点で実施。
- ・白子三丁目土地区画整理事業地内の本発掘調査地点で、9月28日・29日に発掘調査見学会を実施し、318名が来園した。市内で初となる古墳時代に関する見られる遺跡が確認されている。
- ・新倉ふるさと民家園の管理を市民団体に委託して実施しており、10月末現在で6,854人が来園した。
- ・4月1日に和光市デジタルミュージアムの公開を開始し、11月25日現在7,843カウントの閲覧があった。
- ・8月17日~22日に文化財保存庫でアルプを使用し、くん蒸を実施した。
- ・第四小学校内の教室にある歴史資料室を、屋外に移転した。10月1日に設置工事を開始し11月30日に完成予定である。

- ・武蔵大学の中尾先生のグループにより、旧富岡家住宅の建築部材の年代測定を実施し、17世紀後半頃の木材が使われていることが確認された。
- ・文化財パトロールを随時実施している。

森委員

平成18年度に文化財保存庫の収蔵資料整理作業を担当したときに、当時文化財保存庫のくん蒸を長くしていなかったため、くん蒸をすることが懸案事項だった。今年度それが実施されたので嬉しく思う。引き続き収蔵資料の管理をよろしく願いたい。

鈴木敏弘委員

くん蒸業者からはくん蒸を行う頻度は何年に1回がよいと言われているか。毎年実施したほうがよいか。

事務局

文化財保存庫の立地上、虫の発生や侵入しやすい環境のため、業者からは毎年実施することが望ましいと言われているが、現在の収蔵資料の内容からすると、毎年でなくてもよいと思われる。ただし、古文書類は除湿機のある特別収蔵庫に保管して紙質の保存を図っている。課としては市財政課に2年に1度程度くん蒸が実施できるように予算上の要求をしていきたい。

森委員

自然環境を考えると文化財保存庫の周りはイチョウの大木に囲まれており、特別収蔵庫以外の環境は密閉性の問題は大丈夫か。

事務局

文化財保存庫はシャッターを開けると、中にさらにもう一枚扉があり、虫の侵入などを防ぐようにはなっている。

鈴木敏弘委員

文化財として貴重な文書はどのように保存されているか。

事務局

文化財保存庫の特別収蔵庫に保管している。

副島副委員長

文化財保存庫内にはシャッターの中に木の葉が入ってしまうことが見られるので、シャッターを二重にできないか。

鈴木敏弘委員

収蔵資料が増えてくると、収蔵場所は確保できるか。

事務局

保存箇所に限界はあるので、収蔵時に資料の取捨選択をしている。

副島副委員長

他市町村から寄付された市史などの出版物は、文化財保存庫ではなく図書館などに設置できないか。

事務局

埋蔵文化財の報告書は、文化財保護担当で専門的に使う用途があるので、歴史資料室や文化財保存庫で保管することを優先していることや、図書館などの収蔵可能量の問題もあるので検討課題としたい。

(2) 和光市文化財保護条例に基づく午王山遺跡の市指定文化財指定について

事務局から説明

第1回文化財保護委員会での諮問を受けて、文化財保護委員から副島副委員長・鈴木委員・矢崎委員・小田部委員にお願いし、午王山遺跡の市指定文化財指定にかかる小部会を立ち上げた。第1回的小部会は7月30日に行い、鈴木委員に小部会の委員長になっていただくことと、過去の埋蔵文化財報告書から午王山遺跡に関することをまとめて答申(案)を作成していただくことをお願いした。また、史跡整備を実施した先例を視察し、答申作成の参考にすることを協議し、横浜市の大塚・歳勝土遺跡を視察することを決めた。第2回的小部会は10月5日に行い、小部会の委員と生涯学習課の職員が、横浜市の大塚・歳勝土遺跡を訪問し、横浜市教育委員会の職員から史跡整備に関する説明を受けた。なお、第3回的小部会は今後開催時期を決定次第、答申(案)の作成の進捗について協議する予定である。

鈴木敏弘委員から説明

- 説明用のレジュメを配付 -

午王山遺跡が考古学的に認識されたのは、昭和41年「埼玉考古」第4号で、当時の大和町在住の埼玉大学学生の谷井氏が「大和町新倉午王山出土の弥生式土器」で壺型土器を紹介し、昭和43年に「埼玉考古」第6号の「大和町の遺跡と出土土器」で町内の弥生・古墳時代の遺跡から採集された土器を紹介したのが始まりである。その後、谷井氏は、埼玉県教育委員会に採用され、和光市教育委員会の発掘に協力された。昭和54年3月に埼玉県教育委員会の指導で和光市教育委員会が、谷井氏と私を調査担当者として、午王山遺跡の最初の発掘調査が実施され、続いて昭和56年に私が担当し第2次調査を実施された。当時和光市には埋蔵文化財担当職員が不在だったことと、私や発掘に参加した者が都内の発掘の要請を受けて和光市から離れていたため、発掘後の整理作業と報告書の刊行が遅れていたが、平成3年に文化財担当職員の採用が実現し、午王山遺

跡の第2次発掘報告書が刊行された。その後の第3次調査以降は、市の職員による発掘が実施されてきた。

午王山遺跡を市指定文化財に指定する理由としては、東日本では珍しい土製銅鐸が3点出土されていることが、大きな要因の一つである。弥生時代に土製銅鐸の祭祀的な利用が行われたということは重要であり、市の史跡として学術的価値のほか、地域社会における位置付けに重要性を置きたいと思う。北関東と東海道（愛知県・静岡県）から伝わってきた土器がそれぞれ出土されているという事例も貴重である。市内では午王山遺跡だけが独立丘陵として現存しているが、市で史跡公園として残せるのは午王山だけなので、午王山にそれを集中して残したいと思う。そのため、遺跡全体を指定し、遺跡を広く公有地化し遺跡公園化するための努力が将来必要だと思われる。一部は道路や下水道、個人住宅などに利用されているが、公有地化を進めるために、市として意思を統一していく必要がある。

矢崎委員

市内で考古学的に遺跡を保存できるのは、午王山が最後だと思われるので、午王山の包蔵地を何割かでも残していきたい。

（3）和光市指定文化財補助金交付要綱（案）について

事務局

第1回文化財保護委員会で諮問したが、市文化財保護条例第11条で市指定文化財の管理又は修理費の補助について記載してあるが、その補助額の割合については明記されていないため、他市で補助額を要綱で定めている例もあることから、当市でも補助率の設定が望ましいと考えている。今回の会議の資料とするため事前に各文化財保護委員にアンケートを依頼しており、その集計結果は、「補助率設定の有無について」は、「補助率を設定する必要がある」が5名、「補助率を設定する必要がない」は4名で、「補助率の割合について」は、「2分の1程度」が4名、「3分の2程度」が0名、「4分の3程度」が2名、「全額」が0名、「回答なし」が3名であった。補助率の設定とその割合については、各委員からこの後ご説明をお願いしたい。

委員

補助率は設定する必要があり、補助率の割合は2分の1程度と回答した。本来であれば、全額補助が望ましいが、1点に集中し高額になる可能性があるため、広範囲に修復が出来るような回答とした。

委員

文化財指定に関して規制が掛かるばかりで誇りに思えないという意見もあるため、個人所有の文化財には負担を少なくしたいので、補助率はできるだけ多くしたいと思う。

委員

補助率を設定する必要がある。文化財的に価値のあるものを所持している方に、年度により補助率や補助額にバラつきが出ないように、設定した方がよい。補助を負担することで、所有者に管理責任を認識してもらうことができる。所有者個々に差がつかないように設定する必要がある。

委員

全額補助が望ましいが、すべて認めると膨大な金額となるため、市長が認める範囲内と定めれば、補助率を設定する必要はない。設定すると管理の仕方が縛られるのではないだろうか。

委員

文化財は多岐にわたるので、所有者と話し合っ、そのつどかかる補助の割合を決めてはいかかと思う。近年では、ささら獅子舞に総事業費の半額を要しているの、話し合いにより決めるといいのではないかと思う。

委員

ケースバイケースで考えればよいと思う。補助の決定が公正であれば、必要な分だけ補助すればよい。個人が所有する場合は、補助して直した途端に売却してしまう問題も考えられる。古文書は市に寄贈してもらうことも考えてもよいのではないか。

委員

他自治体が補助率を決めているのかなど調べたところ、設定する場面が多かったので、補助率を設定する必要があるとした。補助率の割合は2分の1としたが、例えば事業費の2分の1を国庫補助・県費補助を受けている事業は、残額の4分の1ずつを市・所有者が負担し、全額が必要なものについては市長や議会が認めた場合はその限りではない、という基準を設ければよい。例外を設けて弾力的にしたい。

委員

市内の民俗芸能の保存会のなかには、会員が事業費を負担している例もある。民俗芸能の保存団体は、運営が厳しいところもあるため、補助金の額が2分の1の補助と定めた場合、残りの2分の1を個人が負担金を捻出できない場合があるという懸念がある。一律で補助額を設定することには抵抗がある。

委員

市文化財保護条例第11条の規定が上手く運用されれば問題ない。補助額が決まっていると、その運用が難しくなってしまうのではないかと思うので、必要ないと思った。市に個人が上手く説明できればよいが、そうでないと個人が補助を受けられないケースも考えられるので、個人に第11条を周知する必要がある。全額補助だと管理がいい

加減になる可能性があり、個人にも4分の1程度は負担を求めたい。補助した場合には、その後の所有者の管理状況も調査して確認していく必要があると思う。

委員

市長が認めればこの限りではない、ケースバイケースなどの意見があったので、事務局が本日の意見と近隣市区の先例を基にして、案をまとめてもらえればと思うがよろしいか。

事務局

了解

委員

補助率を設定することに関して、市の意向を再度確認したい。

事務局

市文化財保護条例第11条で、所有者の負担に耐えられない、特別な事情に該当する、かつ予算上の措置が取られる、などの場合に過去は運用されてきたが、今後は要綱上で補助率を定め、様式を作成することでスムーズに補助を受けられるようにしたいという主旨がある。

委員

もっと補助金を利用していただきたいとか、補助金を申請しやすくするということが。

事務局

そういう主旨である。個人の所有者が申請しやすい環境を整えたい。申請時期を定めて事前に把握し、計画的に予算化していくことで豊富な文化財を保護していきたい。

委員

個人所有の市指定文化財について国庫・県費補助は受けられるか。

事務局

国・県の補助は受けず、基本は市のみの補助となる。

委員

予算の目途はどうするか。

事務局

その都度、前年度に予算を計上することになる。限度額は設定することにはなると思われる。有形・無形や、民俗・史跡・天然記念物など補助対象物によって、補助額を変

えることも他市区の状況を参考にして検討する。

委員

白子囃子保存会やささら獅子舞保存会については、生涯学習課に文化芸術振興事業と
いうのがあるが、各種支援はあるか。

事務局

白子囃子保存会には毎年5万円を援助している。

委員

民俗芸能については、使用する道具についても支援が必要かと思われる。民俗芸能の
指定については、どのような指定であるか。

事務局

踊りの指定であっても、使用する道具にも支援できる。

(4) その他

事務局

10月24日に「埼玉県文化財保護協会研修会」が実施されて、後藤委員が出席され
たので、研修会についての報告をお願いしたい。

後藤委員

埼玉の古墳についてのテーマで開催され、午前中はさきたま史跡の博物館で「さきた
ま古墳群の近年の調査と整備について」講義。午後、さきたま古墳群の鉄砲山古墳等
を見学のあと、羽生市の永明寺の境内にある村君古墳を見学した。講義では、古墳群の堀
の部分の近年の調査について説明があり、現地の見学では忍藩の砲術場に使われた古墳
や羽生市の古墳について、実際に発掘している状況に立ち会い説明を受けた。

田中委員長

他に各委員から意見があれば伺いたい。

鈴木敏弘委員

和光市で初めての古墳の跡が出土されたという報告を受けたが、区画整理事業内で発
見されたが、公園緑地の部分を移設して保存することを検討できないか。

事務局

都市整備課の区画整理担当と担当間で協議したが、区画整理の計画で道路・都市公園・
防災用貯水池として計画が決まっている箇所があるということである。

副島副委員長

文化財保護委員会としての意見として、保存されるよう事務局から働きかけてほしい。

事務局

了解

副島副委員長

「わこう日和 ～歴史散歩ガイドマップ～」を作成して、配付させてもらったので是非活用してもらいたい。

5 閉会